（政令への委任）

第九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号の二中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に、「第一条」を「第一条第一項」に改め、「規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為」の下に「若しくは同条第二項に規定する特定犯罪行為」を加え、「「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改める。

（警察法の一部改正）

第十一条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第十二条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八項第二号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に、「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

第六十三条の二十五第二項第五号ニ中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部改正）

第十三条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に、「第三条第一項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者」を「第九条に規定する財産凍結等対象者」に、「「国際テロリスト」を「「財産凍結等対象者」に改める。

第二十一条第三項第一号ハを次のように改める。

ハ　財産凍結等対象者

（特定複合観光施設区域整備法の一部改正）

第十四条　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第三号中「第八条第三項に規定する疑わしい取引の届出」を「第八条第一項の規定による届出」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第十五条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改める。

第百三条第十一号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　西村　康稔

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（以下「法」という。）」を削り、同項の表内閣府の項中「一四、七七四人」を「一四、八二五人」に改め、同表厚生労働省の項中「三三、六〇二人」を「三三、六五四人」に改め、同表合計の項中「三〇二、九〇三人」を「三〇三、〇〇六人」に改め、同条第二項の表公正取引委員会の項中「八五四人」を「九〇四人」に改める。

附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（定員の期間別の特例）」を付し、同項中「それぞれ」を削り、同項の表内閣府の項、総務省の項、財務省の項、文部科学省の項、農林水産省の項、経済産業省の項、国土交通省の項及び環境省の項を削る。

附則第三項を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄